

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年12月18日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第54号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

第2 議案第55号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料2)

議案第54号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年12月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

教育公務員特例法等の改正に伴う幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について考慮される校務の種類を定める必要がある。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第17号）
の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第2条 <u>次条に規定する校務を分掌する職員</u>の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）<u>であって、次条に規定する校務を分掌するもの</u>の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（校務の種類）</p> <p>第2条の2 <u>条例第31条第2項の教育委員</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>〔新設〕</p>

会規則で定める校務の種類は、条例第1条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

議案第55号

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年12月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

教育公務員特例法等の改正に伴う幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の特殊勤務手当の支給対象となる業務の程度及び支給額を定める必要がある。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1			別表第1		
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務に従事する日	〔同左〕	〔同左〕
業務の程度	<u>1 半日程度（日中4時間以上）</u> 2 1と同程度	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時まで</u> 2 <u>午前4時から午前8時まで</u> 3 1又は2と同程度	業務の程度 <u>1 終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u> 2 〔同左〕	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後1時まで</u> 2 <u>午前2時から午前8時まで</u> 3 〔同左〕	
別表第2			別表第2		
支給範囲		支給額	支給範囲		支給額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。			〔同左〕		
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円		1 〔同左〕	〔同左〕	
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円		2 〔同左〕	〔同左〕	
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>		3 〔同左〕	日額 <u>7,500円</u>	
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>		4 〔同左〕	日額 <u>7,500円</u>	

付 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行 計画	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	
	■校内別室学級の運用												
	■巡回教員の活用												
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	
	■教育支援センター等との連携												
	■現状の把握・分析												
進捗													
実績	11月実績 ■校内スモールステップルームの運用 校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） 在籍人数合計30名（内訳：1年生11名、2年生10名、3年生9名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校9校） ・巡回校9校の巡回支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会 11月25日 ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進及び第4次計画の策定								主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行 計画	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進												
	<ul style="list-style-type: none"> ■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発信 ■学習ふりかえり期間 ■すみだスクールサポートティーチャーの派遣 			<ul style="list-style-type: none"> ■指導のポイント集作成 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発信 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会報告・検討(墨田区学習状況調査結果) 	<ul style="list-style-type: none"> ■議会報告(墨田区学習状況調査結果) ■学力向上ヒアリング ■指導のポイント集配信 ■学習ふりかえり期間 	<ul style="list-style-type: none"> ■学習状況調査結果公表 ■学力向上推進会議 ■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発信 ■学習意欲に関する共同研究事業 				<ul style="list-style-type: none"> ■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発信 ■学力向上マネジメント推進校学習状況調査 ■学習ふりかえり期間 		
	「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定												
	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定検討会(第1回) 		<ul style="list-style-type: none"> ■計画推進事業調査 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定検討会(第2回) 		<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定検討会(第3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会報告・検討(素案) 		<ul style="list-style-type: none"> ■議会報告(素案) 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会報告・検討(最終案) 		<ul style="list-style-type: none"> ■議会報告(最終案) 	
進捗													
実績	11月実績 ■「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進 ・すみだ教育研究所ニュースの発行 ・すみだスクールサポートティーチャー(SST)の登録、派遣						■「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定 ・計画策定作業 進捗：○						

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他()

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間	感染症種別
中川小学校	2年2組	令和7年11月26日(水)から 11月28日(金)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	1年1組	令和7年11月30日(日)から 12月1日(月)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	1年3組	令和7年11月30日(日)から 12月2日(火)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	3年2組	令和7年12月2日(火)から 12月3日(水)まで	インフルエンザ
業平小学校	3年3組	令和7年12月2日(火)から 12月3日(水)まで	インフルエンザ
隅田小学校	1年2組	令和7年12月2日(火)から 12月3日(水)まで	インフルエンザ
墨田中学校	1年B組	令和7年12月2日(火)から 12月4日(木)まで	インフルエンザ
押上小学校	1年3組	令和7年12月2日(火)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
押上小学校	3年3組	令和7年12月2日(火)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
押上小学校	1年2組	令和7年12月3日(水)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
錦糸小学校	5年2組	令和7年12月3日(水)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
菊川小学校	2年1組	令和7年12月3日(水)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
菊川小学校	6年1組	令和7年12月3日(水)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
菊川小学校	6年3組	令和7年12月3日(水)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
吾嬬立花中学校	2年4組	令和7年12月4日(木)から 12月5日(金)まで	インフルエンザ
押上小学校	3年1組	令和7年12月5日(金)から 12月6日(土)まで	インフルエンザ
横川小学校	1年3組	令和7年12月6日(土)から 12月7日(日)まで	インフルエンザ
立花吾嬬の森小学校	1年1組	令和7年12月9日(火)から 12月11日(木)まで	インフルエンザ
東吾嬬小学校	4年2組	令和7年12月9日(火)から 12月11日(木)まで	インフルエンザ
東吾嬬小学校	4年1組	令和7年12月10日(水)から 12月12日(金)まで	インフルエンザ
曳舟小学校	6年1組	令和7年12月12日(金)から 12月12日(金)まで	インフルエンザ

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の うえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。